

エコスグループ人権方針

エコスグループは、社は「正しい商売」の経営理念のもと、「地域の食生活の文化に貢献する」ことを使命とし、地域のライフラインとしての責任を果たし続けることを目指しています。そのため、当社グループの事業に関わる全てのステークホルダーの人格、個性、多様性を尊重し、一人ひとりの人権と個人の尊厳を大切にすることが重要であると考えています。当社グループの全ての役員および従業員が人権への理解を深め、人権尊重の責任を自ら果たす指針として、本人権方針を定めます。

1. 基本的な考え方

社は「正しい商売」、サステナビリティ基本方針に基づいて、エコスグループの全ての役員および従業員が人権への理解を深め、差別やハラスメントのない、人権が尊重される社会の実現を目指します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、国連「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を支持、尊重し、事業運営を行います。

2. 適用範囲

エコスグループの全ての役員および従業員に適用します。また、取引先の皆様にもこの方針を理解し、支持していただけることを期待します。

3. 重点課題

(1) 差別・ハラスメントの禁止、安心して働ける職場環境づくり

安全かつ衛生的で、不当労働やハラスメントのない、あらゆる人材が心身ともに健康で安心して働ける職場環境づくりに努めます。

(2) 多様性の尊重

全ての人を個人として尊重し、性別、年齢、障がいの有無、人種や国籍、価値観などによる差別・不利益な扱いを行いません。そして、採用区分、従業員区分、働き方などに関わらず誰もがいきいきと活躍できる職場環境の実現に努めます。

(3) お客様への配慮

全てのお客様に対して公平公正に接するとともに、安全で安心な商品およびサービスの提供に努めます。

(4) サプライチェーン全体での配慮

商品調達において、人権に関する国際的な規範を尊重し、調達先の従業員の方々が安全に安心して働くことができる環境づくりに努めます。

(5) 表現の自由とプライバシー保護

インターネットやソーシャルメディアも含め表現の自由を尊重しつつ、他者の名誉、信用、プライバシーなどを侵害しないように努めます。

4. 人権に関するガバナンス体制

人権尊重の取り組みは、代表取締役社長執行役員を委員長とするサステナビリティ推進委員会が中心となって推進し、定期的に取り締役会へ報告を行い、監督を受けることで取り組みの実効性と透明性を高めます。

5. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動による人権に対する負の影響を特定し、防止と軽減に努めます。

6. 救済

私たちは、お客様、お取引先様および当社の従業員が人権問題に関する相談や通報ができるよう、社内外の複数の連絡先を設置します。当社グループの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした場合や、当社グループの役員や従業員が関与していることが判明した場合、通報者のプライバシーを厳守しながら、適切な手続を通じて問題の解決に取り組みます。

7. 対話と協議

私たちは、関連するステークホルダーの皆様との対話と協議を通じて、人権尊重の取り組みの向上を図ります。

8. 人権尊重のための教育および啓発の推進

私たちは、エコスグループの事業活動に関わる全ての役員および従業員が人権尊重の重要性を理解し、人権尊重の取り組みを進められるよう教育および啓発に取り組みます。また、取引先の皆様にもご理解とご協力を要請します。

9. 情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組みを継続してモニタリングし、必要に応じて、取り組みの進捗を統合報告書やホームページで開示し説明責任を果たします。

2025年4月制定